

## 社団法人日本天文学会は臨時総会の議にもとづき科学研究費 補助金配分問題に関して次のように態度を表明します。

### 声 明

科学研究費補助金の配分はこれまで日本学術会議のもとに研究者の自主性にもとづいておこなわれておりました。しかるに今年度、この審査委員の選任を実質的に文部省・学術審議会にゆだねる新配分方式を文部省は提案し、日本学術会議、関係学・協会、研究者との合意が得られぬまま今年度の審査委員を異例な方法で選任し、配分決定を行ないました。

本来、科学の正しい進歩発展のためには研究者の自主性と民主的総意の尊重が必要不可欠であり、それを支える研究費の配分もまた同じ基盤の上に立ってなされるべきであります。この原則にてらしてみるとき、今回の新配分方式案には重大な疑問があります。同時に、われわれは文部省が日本学術会議の再三の申し入れを無視し今年度の配分を一方的に行なったことに遺憾の意を表明します。

われわれはここに日本学術会議がわが国の研究者の総意を代表する唯一の機関であることをあらためて確認し、日本学術会議がとってきた科学研究費補助金配分問題に関するこれまでの態度を支持するものであります。

1968年10月3日

社団法人 日本天文学会

## 科学研究費配分問題について

昭和43年9月26日付で標記の問題について理事長が臨時総会の招集状を各会員に配布しました。臨時総会招集ということは今まで多分なかったことであり、また期日の直前に招集が行なわれたので、種々連絡上に難点があったことですが、年会という比較的多くの会員が集まる時期を選んだため、急に開かれることになりました。

そもそも科学研究費補助金というものはわが国の科学をその根底から振興させるための研究費であり、大学等の経常研究費ではまかなえないような経費を要する研究であって学術的に重要なものを選んで、研究を遂行するに十分な研究費を補助する目的で設けられたものです。戦前は文部省内の学術研究会議が、戦後日本学術会議の発足後は同会議の意見をききながら文部省の学術奨励審議会が配分を行なって来ました。学術会議は昨年度までその配分を審査する審査委員を推薦していました。この推薦のもとになったのは関係学協会、天文の分野では日本天文学会がその推薦を行ってきたわけです。

一昨年学術奨励審議会は分科会を設けて、運用上の改善策を検討し、昨年学術審議会が発足するとともに、この問題は同会の特別委員会に引きつがれました。文部省・学術審議会側の意見としては研究費の配分が総花的になっているきらいがあること、分野間のわけ方に問題があることなどを指摘しています。また審査を二段階にわけ学術会議がその審査委員の定数の1.5~2倍の候補者を推薦し、文部省側でその中から委員を決定するという案も含まれています。一方学術会議側では研究費の配分方法を検討することは原則的に認めてはいても、これは科学全般にわたる問題であり、急激な改変には今すぐは従えないこと、とくに審査委員の推薦、決定方法に疑問があるとしています。第二段階の審査委員の候補者も学術会議の自主性にまかせてほしいと述べています。二段階にわけるといえるのは、第一段階ではおのおのの申請書に評点をつけ、第二段階ではそれにもとづいて配分額の決定をするということです。